

令和6年1月16日

会員各位

## 車検証有効期間伸長関係について

(一社) 石川県自動車整備振興会

能登半島地震の被害に伴い、車検証及び保安基準適合証の伸長について別添のとおり公示があったため、下記に取りまとめご案内致します。

記

### 車検証の有効期間について

使用の本拠の位置が対象地域※の自動車は車検満了の日が1月1日～2月8日までのものは2月9日までとして取り扱われ、引き続き運行することができます。

- ① 有効期間更新については、申し出ることにより2月9日を満了日として申請することができます。
- ② 有効期間の伸長を希望する場合は、支局窓口にて口頭で申し出をし、OCRシートの余白に赤字で「伸長」と記入してください。(軽自動車も同じ)
- ③ OSS申請で伸長を希望する場合は事前に申し出が必要になります。
- ④ 申し出が無い場合は通常どおり更新されます。

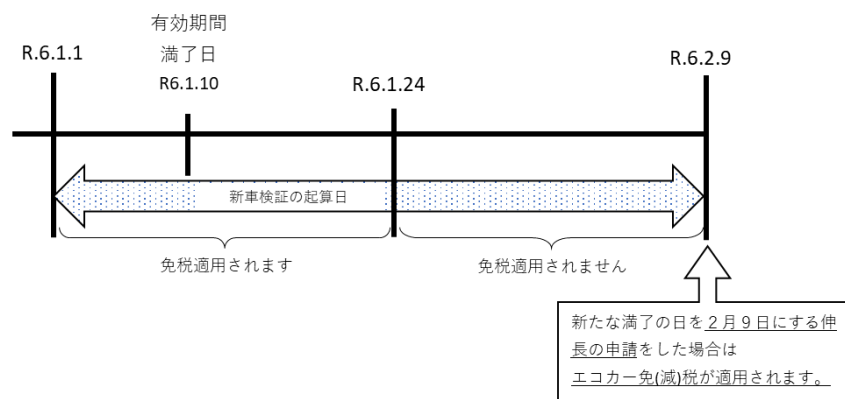
### エコカー減税について

継続検査時に重量税が免税となる車両は、車検証の有効期間が満了する日から15日を経過した場合、重量税の免税が適用されなくなります。

そのため今回の伸長により有効期間を満了した車両を引き続き運行し、伸長を希望せずに継続車検をした場合、15日以上経過とされ、免税を受けられないケースが発生致します。

従いまして2月9日を満了とする日として、伸長を希望することにより重量税の免税が適用されます。満了の日から15日を経過して免税の適用を受ける場合は有効期間の伸長申請をして下さい。

### 例 初回車検免税対象車のみ



## 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）について

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の手続きが2月9日を限度として猶予されます。詳しくは契約されている自動車損害賠償責任保険（共済）会社等にご確認ください。

## 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間について

保安基準適合証、保安基準適合標章の有効期間が1月4日～2月8日のものは2月9日まで有効として取扱う。（事業場所在地が対象地域※の指定工場のみ）

- ① 申し出は不要
- ② 有効期間が切れた電子保安基準適合証は窓口申請のみになります。（OSS 申請は不可）
- ③ 自賠責保険の有効期間については、新たに更新される車検証の有効期間の全てを満足していることを確認してください。なお、有効期間の伸長により自賠責保険が不足する場合は、自賠責保険追加により車検証の新たな有効期間を満足する追加した自賠責保険本紙を窓口に提示してください。
- ④ 適合証、及び適合標章の記載方法は一切変更ありません。

〔 : 適合標章の有効期間のスタンプは従来どおり 15 日の有効期間を起算し押印。  
: 最終の検査申請日は、自賠責を確認し 15 日の有効期間に対し必要に応じて記入。 〕

### ※ 対象地域

金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

以上

（本件に関するお問い合わせ：（一社）石川県自動車整備振興会 指導部）